

## 新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟県産J-クレジット、新潟県J-VER又は新潟県内で実施された活動により認証されたJ-クレジット（プログラム型のプロジェクトに係るJ-クレジットの場合は、新潟県内で実施された活動によるものであることが明確に区分できるものに限る。）（以下「新潟県産J-クレジット等」という。）を利用し、カーボン・オフセットの取組を行う者等が、新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用するための基準、手続き等を定めるものとする。

### (使用の対象)

第2条 シンボルマークは以下のいずれかに該当する場合を使用の対象とする。

(1) 新潟県産J-クレジット等を利用し、次のアからオのいずれかのカーボン・オフセットの取組を行う者が、カーボン・オフセットの対象となる商品、サービス、会議、イベント、自己活動（以下「商品等」という。）又はそれらを広報若しくは紹介するための資料等に使用する場合

ア オフセット製品・サービス

製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。

イ 会議・イベントのオフセット

コンサートやスポーツ大会、会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。

ウ 自己活動オフセット

自らの活動、例えば組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。

エ クレジット付製品・サービス

製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスやチケット（以下「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービスの購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組。

オ 寄付型オフセット

製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービス等の消費者に対し、クレジットの活用による地球温暖化防止活動への貢献・資金提供等を目的として参加者を募り、クレジットを購入・無効化する取組。例えば、販売時にその売り上げの一部をクレジット購入に用いることを宣言するとともに、一定量の金額が集まってからクレジットを購入・無

効化することや、キャンペーンへのアクセス数に応じてクレジットを購入・無効化するなど、消費者とコミュニケーションを取りつつ、クレジットを活用する等。

- (2) 新潟県産J-クレジット等を発行するプロジェクト事業者等又はオフセット・プロバイダー(市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。以下同じ。)が、新潟県産J-クレジット等又はこれを発行するプロジェクト等を紹介する資料等に使用する場合
- (3) 新潟県産J-クレジット等又はこれを発行するプロジェクト等を普及するため、新潟県その他の地方公共団体等が制度内容を紹介する資料等に使用する場合

### (使用の申請)

第3条 第2条第1号においてシンボルマークを使用しようとする者は、新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク使用申請書(別紙様式1)により、シンボルマークの使用方法等について、使用を開始(シンボルマークを使用した商品等を市場に流通させるなど、第三者がシンボルマークを認識できる状態にすることをいう。以下同じ。)する14日前までに県に申請しなければならない。

2 前項の申請をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第2条第1号アの取組 商品等の製造者、販売者又は提供者
- (2) 第2条第1号イの取組 会議・イベント開催主体(実行委員会等も含む)
- (3) 第2条第1号ウの取組 オフセットの対象となる活動を行う者
- (4) 第2条第1号エの取組 商品等の製造者、販売者又は提供者
- (5) 第2条第1号オの取組 商品等の製造者、販売者又は提供者

### (使用の承認)

第4条 県は、前条の規定による申請が次の各号について、別に定める基準に適合していると認められる場合は、これを承認し、新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク使用承認書(別紙様式2)により、申請者に通知するものとする。

- (1) オフセットの対象となる温室効果ガス排出量を認識すること
- (2) オフセットの対象となる温室効果ガス排出量を削減する努力を行うこと
- (3) オフセットに用いるクレジットの調達等が確実に実施されること
- (4) 温室効果ガス排出量が適切に埋め合わせられること
- (5) カーボン・オフセットの取組に関して適切な情報提供が行われること

2 申請者は、前項の承認がなければシンボルマークの使用を開始してはならない。

3 シンボルマークの使用期間は別紙様式1で申請した期間とする。

4 県は、第1項に基づき承認した申請に係るカーボン・オフセットの取組内容について、県のホームページ等を通じて公表するものとする。

#### (変更の届出)

第5条 前条第1項の使用の承認をされた者は、使用する媒体の追加若しくは変更又は使用期間の延長若しくは申請者名の変更をする場合は、新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク使用変更届出書（別紙様式3）により、県に届け出なければならない。

#### (使用の届出)

第6条 第2条第2号又は第3号の使用の範囲においてシンボルマークを使用する者（新潟県を除く）は、新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク使用届出書（別紙様式4）により、使用を開始する14日前までに県に届け出なければならない。

#### (遵守事項)

第7条 前条の使用の範囲において、シンボルマークを使用する者は、「新潟県カーボン・オフセットシンボルマークデザインマニュアル」に基づき、使用しなければならない。

- 2 シンボルマークを商品等に使用する場合は、カーボン・オフセット対象以外の商品等にシンボルマークを使用してはならない。
- 3 シンボルマークを使用する場合は、不当景品類及び不当表示防止法、その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に誤解を与えるような表示又は表現をしてはならない。
- 4 シンボルマークを、カーボン・オフセット商品等とそれ以外のものが混在して掲載される印刷物又はホームページなどに使用する場合は、カーボン・オフセット商品等を明確に識別できるよう表示しなければならない。

#### (使用状況等の報告)

第8条 第4条第1項の使用の承認を受けた者は、新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク使用状況等報告書（別紙様式5）により、前年度のシンボルマークの使用状況等について、毎年4月末日までに県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定によらず、シンボルマークの使用が終了し、かつ、「新潟県カーボン・オフセット制度」により発行されたクレジットの無効化が完了した場合は、その日から起算して14日を経過した日までに、新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク使用状況等報告書（別紙様式5）により、県に報告しなければならない。この報告をした場合は、前項の報告は不要とする。

#### (使用料)

第9条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

#### **(使用の中止等)**

第10条 県は、シンボルマークの使用が不適正なものと認めた場合、使用者に対して、その使用の中止又は使用方法の改善を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定に基づき、使用の中止又は使用方法等の改善を求められた場合は、これに従うものとする。

3 前項の規定に従わない場合は、承認を取り消し、第4条第4項の取組内容の公表から削除する。

#### **(シンボルマークに関わる権利)**

第11条 シンボルマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

#### **(要領の改定)**

第12条 本要領は、事前に通知することなく、改定される場合がある。

#### **附則**

1 本要領は、平成24年4月1日から実施する。

2 新潟県カーボン・オフセットシンボルマーク使用規程は廃止する。

#### **附則**

1 本要領は、平成27年9月17日から実施する。

#### **附則**

1 本要領は、令和2年4月1日から実施する。

#### **附則**

1 本要領は、令和8年5月29日から実施する。